

○大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項に規定する法人を定める規則

平成二十二年十一月四日  
大阪府公安委員会規則第九号

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成十八年大阪府条例第七十一号)第七条第一項の府が出資する法人のうち府と府の事務又は事業に係る契約を締結し、又は府の補助金、負担金等の交付を受ける法人で知事等の規則で定めるものは、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年公委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。